

事務連絡
平成21年1月8日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

金属製管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第31号）並びに配管の摩擦損失計算の基準（昭和51年消防庁告示第3号）に係る執務資料の送付について

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考としてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

別添

問1 金属製管継手及びバルブ類の基準第3第3号に規定する標準耐熱性試験について、準不燃材料で造られた区画、間仕切り、天井等や、配管等に巻かれた50mm以上の厚みのロックウールによる被覆等により、火災時の炎及び熱から有効に防護されている場合は、「火災時に熱による著しい損傷を受けるおそれがある部分」には該当しないと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問2 配管の摩擦損失計算の基準第2の計算式に用いられる p （100mあたりの損失水頭）、 λ （管継手及びバルブ類の形状による摩擦係数）及び f （管継手及びバルブ類の材質等による摩擦係数）について、どのような数値を用いればよいのか。

(答)

原則として、個別に測定した数値を用いることとなるが、例えば、日本工業規格に適合するもので既知のデータがある場合等は、当該数値を用いて差し支えない。